

平成20年4月から 新しい高齢者医療制度がスタートします

3回目

老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、75歳以上の高齢者を対象とした新たな高齢者医療制度が始まります。

そこで、今回は、後期高齢者医療制度で受けられる「給付の内容」と、制度の運営主体である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」についてお知らせします。

後期高齢者医療制度では、基本的に現在の老人保健制度と同じ給付が受けられます。

病気やけがの治療を受けたとき

病気やけがで医療機関にかかるときは、かかった医療費の1割負担（現役並み所得のあるかたは3割負担）で受診できます。

入院したときの食事代

入院したときの食事代のうち、1食分として定められた費用を自己負担すれば、残りは後期高齢者医療（広域連合）で負担します。

自己負担額が高額になったとき

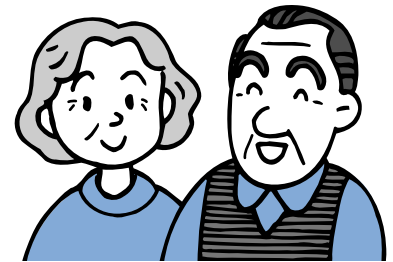
1か月に支払った医療費の自己負担額が定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると、限度額を超えた分が高額療養費として支給されます。

やむを得ず医療費を全額自己負担したとき

急病などで保険証を持たずに医療機関にかかったときなどは、後から申請して認められると、自己負担額以外が支給されます。

被保険者が亡くなったとき

被保険者が亡くなったときは、葬儀を行ったかたに対して葬祭費が支給されます。



埼玉県後期高齢者医療広域連合の役割

県内すべての市町村が加入する広域連合は、平成19年3月1日に埼玉県知事の許可を受けて創設されました。この広域連合は、被保険者の認定や保険料の決定、医療を受けたときの給付など、制度の運営全般を行います。

広域連合および市町村が行う事務

広域連合

- ・被保険者の認定や資格管理、保険証の交付など
- ・保険料率の設定や保険料の賦課額の算定など
- ・給付に関して減免や減額の決定、支給・不支給の決定など

市町村

- ・保険証などの引渡し
- ・各種申請の受付
- ・保険料の徴収

被扶養者であったかたの保険料の軽減措置について

11月に配布した「後期高齢者医療制度が始まります。」のパンフレットのなかで、健康保険組合や共済組合等の被扶養者であったかたの保険料の軽減についてお知らせしましたが、平成20年4月から9月までの6か月間は均等割額の負担がなくなり、10月から平成21年3月までの6か月間は均等割額が9割軽減されることになりました。

問合せ 保険年金課国民健康保険税係 内線142・147・148

埼玉県後期高齢者医療広域連合 ☎048(833)3222

埼玉県後期高齢者医療広域連合ホームページ <https://www.saitama-koukikourei.org/>